



金沢市公報

第2580号の2

平成20年(2008年)3月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

●監査公表

○監査公表(第2号)

(監査事務局)

ページ

1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成20年3月3日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹

[第一部]

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「税務情報システムのセキュリティ確保について」

(2) テーマの選定理由

情報システムの利用に伴い、全国の地方公共団体においては、個人情報の漏えい事故をはじめ、様々なセキュリティ事故が発生しており、この未然防止対策は各団体に共通する重要な課題となっている。

このため、本市においても個人情報の漏えいなどの情報セキュリティ事故を未然に防ぎ、万が一発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、平成15年8月に「金沢市情報セキュリティに関する規則」を、同年9月に「金沢市情報セキュリティ対策基準」を制定している。

そこで、本市の税務における情報システムに関し、情報セキュリティが適切に確保されているか等について監査を実施し、今後の税務情報システムの情報セキュリティ対策の改善に資するものである。

2 監査の対象

税務課、資産税課及び市民税課の税務情報システム(税総合オンラインシステム、市税滞納管理システム、家屋評価システム、路線システム及び固定資産課税支援システムの5システムをいう。)について、これを管理・運用する上記3課及び情報政策課のセキュリティ管理体制を監査の対象とした。

なお、税総合オンラインシステム端末を設置し税情報を検索するのみの福祉総務課外14課については当監査を財務事務監査と併せ行う都合上、監査対象から除外した。

3 監査の期間

平成19年7月5日から平成20年2月25日まで

4 監査の方法

税務情報システムにおける情報セキュリティの確保が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するとともに、現地調査により監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 情報セキュリティ確保のための管理体制は整備されているか。

(2) 「情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ対策基準」に照らし、下記の項目について、情報セキュリティの確保が適切に行われているか。

- ・情報セキュリティ確保のための実施手順の策定
- ・情報資産の管理
- ・物理的セキュリティ対策
- ・人的セキュリティ対策
- ・技術的セキュリティ対策
- ・運用管理におけるセキュリティ対策
- ・緊急時におけるセキュリティ対策
- ・セキュリティ対策の評価と見直し

6 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、澤飯英樹、中西利雄

なお、中西利雄は平成19年12月18日に退任し、代わって同月19日に宮保喜一が就任した。

第2 監査の結果

監査の対象とした税務情報システムのセキュリティ管理体制及びセキュリティの確保については、おおむね適正であると認められた。

なお、情報セキュリティ対策の概要及び実施状況並びに監査結果に添える意見は、以下のとおりである。

1 情報セキュリティの概況

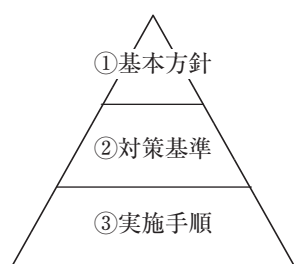
(1) 情報セキュリティとは

情報資産(※1)の機密性(情報の漏えいが防止されている状態)、完全性(情報の改ざん、破壊等による被害が防止されている状態)及び可用性(権限のある者に対し、必要なときに情報の利用が可能とされている状態)が維持されていることをいう。

※1 情報資産 ;本市の使用するすべての情報システム(※2)、情報システムの開発及び運用に関する情報並びに情報システムにおいて取り扱う電子的又は磁気的な方式による情報をいう。

※2 情報システム;電子計算機及びその周辺機器(ネットワークを含む)並びにソフトウェアから構成された個別の業務を行う仕組みをいう。

(2) 本市の情報セキュリティに関する体系図



① 基本方針

情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方、体制及び組織を規定する統一かつ基本的な方針。本市では、「金沢市情報セキュリティに関する規則」(平成15年8月29日制定)が定められている。

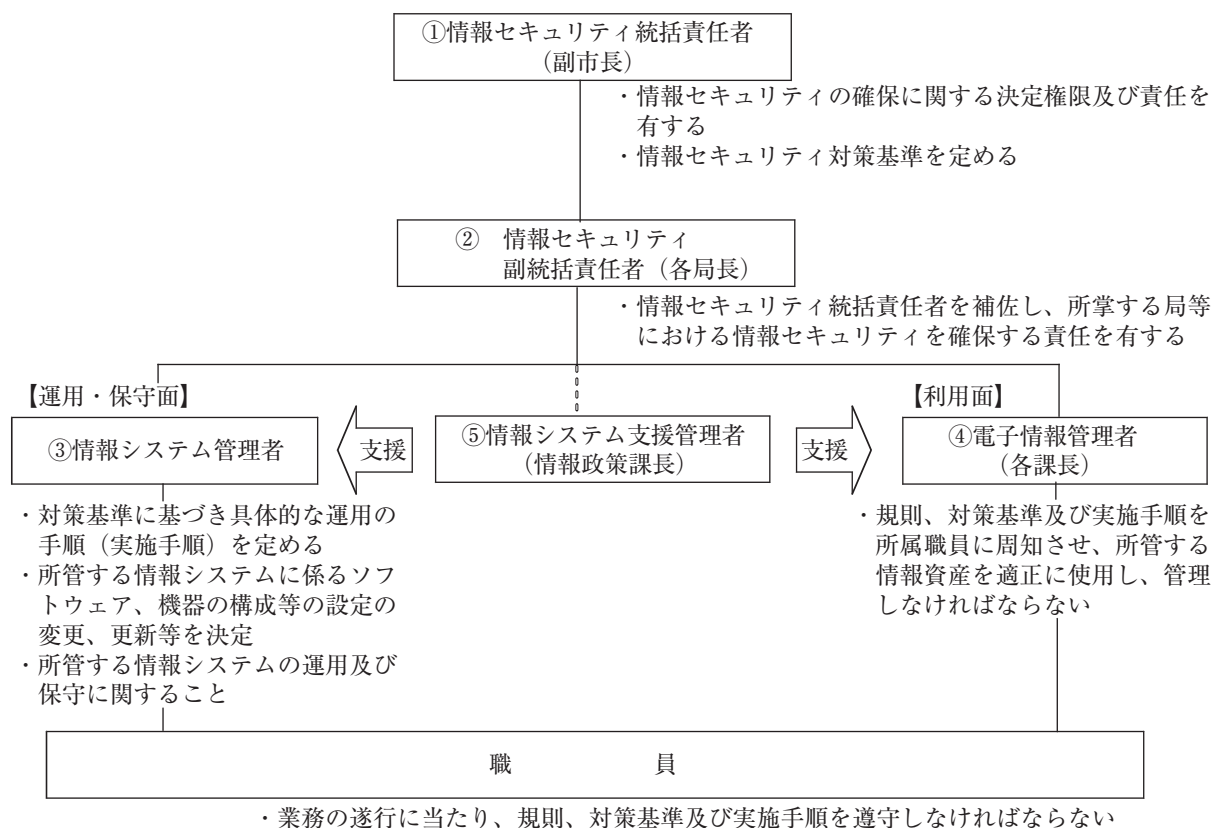
② 対策基準

基本方針を実行に移す上で守るべき統一な基準。本市では、すべての情報システムに共通の基準として、「金沢市情報セキュリティ対策基準」(平成15年9月1日決裁)が定められている。

③ 実施手順

対策基準に基づき、個々の情報システムごとに定める具体的な運用手順。税務情報システムについても、それぞれ実施手順が定められている。

(3) 本市の情報セキュリティ推進組織・体制



[税務情報システムの情報セキュリティ推進組織・体制]

No.	情報システム	情報システムの概要	③情報システム管理者	④電子情報管理者
1	税総合オンラインシステム	すべての税目の課税・収納状況を管理する	総務局長	端末が設置されている課の長 (税務課外18課)
2	市税滞納管理システム	市税徴収事務を支援する	総務局長	税務課長
3	家屋評価システム	家屋の評価額 (再建築費評点数) を計算する	資産税課長	資産税課長
4	路線システム	路線価を計算する	資産税課長	資産税課長
5	固定資産課税支援システム	固定資産課税情報と地図情報を連結させて表示する	資産税課長	資産税課長

2 税務情報システムのセキュリティ対策の実施状況

(1) 情報セキュリティ確保のための実施手順の策定

税務情報システムのセキュリティを確保する実施手順は定められているが、その内容において、運用管理における記録媒体の管理など一部に不十分なものが見受けられた。

(2) 情報資産の管理

情報の漏えい・紛失等の事故を防ぎ、情報資産を適正に管理するため、情報資産について台帳を作成し、情報資産の所在、分類、管理責任を明確にしているが、一部の情報資産台帳について記載漏れや台帳どおりに保管・設置されていないものがあった。

(3) 物理的セキュリティ対策

ア 情報システムの設置

サーバ等情報システム機器を設置する区画には重要な情報資産が保管・設置されているため、セキュリティ管理を行っているが、一部のシステムにおいて施錠・入退管理が不備なもの、機器の転倒防止等耐震対策が講じられていないものがあった。

- イ 電源の管理
情報システムの安定的な運用のために、機器の電源の管理は適切に行われていた。
- ウ ケーブル配線の管理
情報システムの安定的な運用のために、ケーブル配線の管理は適切に行われていた。
- (4) 人的セキュリティ対策
- ア セキュリティ教育及び訓練
職員等が情報セキュリティ対策の必要性と内容を熟知している必要があることから、情報セキュリティ研修を随時実施している。しかし、研修（内容や受講対象者）に不十分な面もあり、多くの職員が情報セキュリティ対策を熟知するまでには至っていない。
- イ 電子情報の作成等の受託業者に対するセキュリティ対策
情報システムに関する業務を外部委託する際は、情報漏えい等の事故が発生しないよう、契約書に遵守事項を規定し特別の配慮を行っているが、一部の契約書に必要事項が規定されていないものがあつた。
また、受託業者に情報セキュリティ対策を講じるよう求めているが、一部に事務手続きの不十分なものや履行の確認を徹底していないものがあつた。
- ウ パスワード等の使用
情報システムの不正利用などを防ぐため、パスワード等の管理に努めているが、一部に利用者ID及びパスワードを共有するシステムがあるほか、パスワードの定期的な変更をほとんど行っていない事例や他人が容易に推測できるパスワードを利用している事例が見受けられた。
- (5) 技術的セキュリティ対策
- ア 情報システムへのアクセス制限等
情報システムの不正利用などを防ぐため、アクセスの権限のない者が簡単にアクセスできないようアクセスの権限の範囲やログオン手順を定めているが、一部の情報システムでパスワード等の変更ができないなどセキュリティ対策の不十分なものが見受けられた。
- イ 利用者の登録
情報システムがアクセス権限のない者に利用されないよう、利用者の登録等の管理を適切に行っているシステムがある一方で、利用者の登録及び登録抹消に関する手順を定めておらず、その記録を保存していないシステムや登録抹消処理が遅延している事例が見受けられた。
- ウ 特権を付与された管理者権限の管理
不正なアクセスを防止するため、システムの全機能を利用できる特権を付与された管理者権限は厳重に管理・運用しており、使用の必要性に基づき適切に割り当てセキュリティ確保に努めていた。しかし、管理者権限を割り当てた際の許可手続きと割当ての記録事務が遺漏していた。
- (6) 運用管理におけるセキュリティ対策
- ア 運用手順書の作成
情報システムを適切に管理するため、電子情報の処理に関する事項など一部の運用手順は文書化されているが、対策基準が求めるあらゆる場合を想定した精緻な運用手順書は作成されていなかった。
- イ コンピュータウイルスからの保護
コンピュータウイルスによる情報システムの損傷、情報漏えい等の事故を防ぐため、機密情報を取り扱う情報システムはインターネットに接続しないことを基本とするとともに、ウイルス対策ソフトウェアの導入・更新などの対策はおおむね適切に行われていたが、一部にウイルス対策ソフトウェアの定期的な更新が行われていないものや、許可されていないファイルやソフトウェアの変更に関する定期的検査が行われていないものが見受けられた。
- ウ 電子情報のバックアップ
情報システムのバックアップは定期的に行われ、そのデータのほとんどは情報システムの設置場所で起きた災害等によって損傷しないよう別の場所に保管されているが、一部にバックアップデータの保管をサーバの設置場所と同じ場所で行っているものがあつた。
- エ システム変更等の管理の記録
情報システムの現状を正確に把握するため、システムに加えた作業内容を記録することとしているが、一部にシステム変更等を記録・管理していないものがあつた。

オ システム文書に関するセキュリティ

情報システムの開発及び運用に関する文書は不正利用されないよう取扱者以外閲覧を禁止しセキュリティ確保に努めているが、一部に管理すべき文書が整理されていないものが見受けられた。

カ 記録媒体の管理

情報の漏えい、紛失等の被害を防ぐため、記録媒体の取扱い及び保管に関する手続きを定め、管理しているシステムがある一方で、そうした手順を定めておらず、利用に関する記録がないものがあった。

記録媒体の管理については、記録媒体ごとに管理簿を作成し、定期的に盗難・紛失等の事故がないことを確かめる必要があるが、ほとんどの税務情報システムは管理簿を作成していないか、管理簿を作成していても定期点検を実施しておらず不十分なものとなっていた。

また、機密情報を記録した記録媒体の保管については、安全な収蔵庫に施錠し保管しているものがある一方で、施錠できない場所で保管しているものがあった。

キ 情報資産の移動等

情報漏えいの防止等のため、情報資産の持ち出しやクライアント端末の移動を特別な場合を除き禁止し、セキュリティ確保に努めていた。

ク 端末等の管理

情報システム端末管理について、不正利用等による情報漏えいを防ぐため、実施手順では操作終了時や離席時には初期画面に戻すこととしているが、必ずしも徹底されていなかった。

端末からの外部記録媒体への書き出しについて、情報の不正持ち出し・紛失等の事故を防ぐため、全庁的なネットワークに接続するシステムは情報政策課が定める「外部記録媒体への情報の書き出しの制御に関する基準」が適用され、端末から外部記録媒体への情報の書き出し制限が行われていた。しかし、課内のみのネットワークを利用するシステムは端末から外部記録媒体への情報の書き出し制限や盗難防止の措置が不十分なものとなっていた。

(7) 緊急時におけるセキュリティ対策

個人情報流出のおそれがある場合の「緊急時対応マニュアル」については、全庁的に定められており、セキュリティ確保に努めている。しかし、このマニュアルの存在を知らない職員がいるなど周知が不十分なものとなっている。

それ以外のシステム障害発生等の緊急時の対応として、迅速かつ適切に被害の拡大防止や復旧等を行う事故管理手順を定めているシステムがある一方で、そうした手順が定められていないものや障害記録が整理保存されていないものがあった。

(8) セキュリティ対策の評価と見直し

情報セキュリティ対策の実効性を確保するとともに、情報システム等の変化や情報セキュリティに関する脅威等の変化に対応していくためには、セキュリティ対策の評価・見直しを絶えず行う必要があるが、税務情報システムにおいてはこの評価・見直しが定着しておらず、セキュリティ監査も実施されていなかった。

3 監査結果に添える意見

(1) 情報セキュリティ実施手順の見直し改善

税務に関する情報システムのセキュリティを確保する具体的なマニュアルとして、全庁的な「情報セキュリティに関する規則」や「情報セキュリティ対策基準」の規程に基づき、個々に実施手順が定められている。

しかしながら、この実施手順が情報システムの特性や情報処理業務の実情を勘案されておらず不十分なものとなっているので、早急に各般におけるリスクを洗い出し、実効性ある実施手順に見直し改善する必要がある。

特に、昨今報じられている個人情報の漏えい事故の多くが記録媒体管理の不備や業務の外部委託に伴うものであるところから、情報記録媒体の管理や業務の外部委託に関するセキュリティ対策については、十分検討し強化する必要がある。

(2) 情報セキュリティ確保に向けたマネジメントシステムの定着

情報セキュリティに脅威を及ぼす環境の変化に対応してセキュリティ対策の実効性を確保していくためには、セキュリティ対策について絶えず評価・改善を行い、実践していくことが肝要である。すなわち、セキュリティ対策の策定 (Plan)、実践 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のマネジメントサイクルを定着させることによって情報セキュリティ水準の着実な向上が図られるものである。

税務に関する情報システムにあつては、このような情報セキュリティマネジメントサイクルが定着してないので、情報システム支援管理者（情報政策課長）の助言、指導を得ながら、定期的に自己点検やセキュリティ監査を実施し、適宜適切に情報セキュリティ実施手順を改善し実践するなど管理体制の強化に絶えず努めることが望まれる。

(3) 情報セキュリティに関する職員意識の高揚と対策の遵守徹底

情報セキュリティを確保するためには、職員等（非常勤・臨時職員、派遣職員を含む）が情報セキュリティ対策の必要性や内容を十分に理解し実践することが不可欠である。全国で発生している情報セキュリティ事故も関係者の規律違反に起因するものが多いことから、税務に関する情報セキュリティ対策を職員等に十分周知し、徹底を図ることが望まれる。

[第 二 部]

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「福祉奉仕活動支援施策の執行と金沢市福祉活動育成基金の活用について」

(2) テーマの選定理由

本市は、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を平成13年3月に制定し、健やかで思いやりのある心があふれる地域社会の実現をめざしている。

こうした地域社会を実現するため、条例では、行政が、健康と福祉に関するボランティア活動、その他の非営利活動への市民及び事業者の参加を促進する施策を講ずることとしている。

団塊の世代の大量定年退職期を迎え超高齢社会に突入間近の今日は、思いやりのある地域福祉社会を構築するまたとない好機であり、健康と福祉に関するボランティア活動等への市民等の参加を促進する施策（以下「福祉奉仕活動支援施策」という。）の推進が求められているところである。

そこで、福祉健康局における福祉奉仕活動支援施策が的確に実施されているか、福祉奉仕活動に資するため設けた金沢市福祉活動育成基金が効果的に活用されているかについて監査を実施し、福祉奉仕活動支援施策の改善と前進に資するものである。

2 監査の対象

福祉健康局において福祉奉仕活動支援施策として実施されている次の事業及び同施策に資するべく設けられている次の基金を監査の対象とした。

なお、金沢ボランティア大学校など福祉健康局以外の部局で実施されている福祉ボランティア養成事業も福祉奉仕活動の支援に資するものであるが、当監査を財務事務監査と併せ行う都合上、監査対象に含めないこととした。

	監査の対象とした事業及び基金	監査対象課
施 策	① 金沢ボランティアセンター運営事業	福祉総務課
	② ファミリーサポートセンター事業	こども福祉課
	③ 地域福祉活動推進事業	福祉総務課
	④ 地区社会福祉協議会事務事業委託	福祉総務課
	⑤ まちぐるみ福祉活動推進事業	長寿福祉課
	⑥ 福祉活動専門員設置費補助	福祉総務課
	⑦ メルシーキャブサービス事業	障害福祉課
	⑧ 認知症サポーター養成事業	長寿福祉課
	⑨ 社会参加促進事業（手話通訳者・要約筆記者養成）	障害福祉課
	⑩ 運動普及推進員育成事業	保健衛生課
	⑪ 介護予防サポーター養成事業	保健衛生課
	⑫ 食生活改善推進員育成事業	地域保健課
	⑬ 精神保健ボランティア講座開催事業	駅西福祉健康センター
	⑭ 金沢市福祉奉仕活動育成事業	福祉総務課

	⑮ ホームフレンド派遣事業	福祉総務課
基 金	金沢市福祉活動育成基金	福祉総務課

3 監査の期間

平成19年7月5日から平成20年2月25日まで

4 監査の方法

監査は、福祉奉仕活動支援施策及び金沢市福祉活動育成基金について、その執行及び活用が適切になされているかを主眼とし、金沢市地域福祉計画をはじめとする各種福祉計画、事業実績報告等関係資料、基金運用状況資料等の提出を求め、書面調査を行うとともに、関係職員から説明聴取を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 福祉奉仕活動支援施策として個々の事業が、適切かつ効果的に実施されているか。
- (2) 金沢市福祉活動育成基金が、効果的に活用されているか。

6 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、澤飯英樹、中西利雄

なお、中西利雄は平成19年12月18日に退任し、代わって同月19日に宮保喜一が就任した。

第2 監査の結果

監査の対象とした福祉奉仕活動支援施策の執行と金沢市福祉活動育成基金の活用については、おおむね適切に執行、活用されていると認められた。

なお、福祉奉仕活動支援施策の執行状況及び金沢市福祉活動育成基金の活用状況並びに監査結果に添える意見は、以下のとおりである。

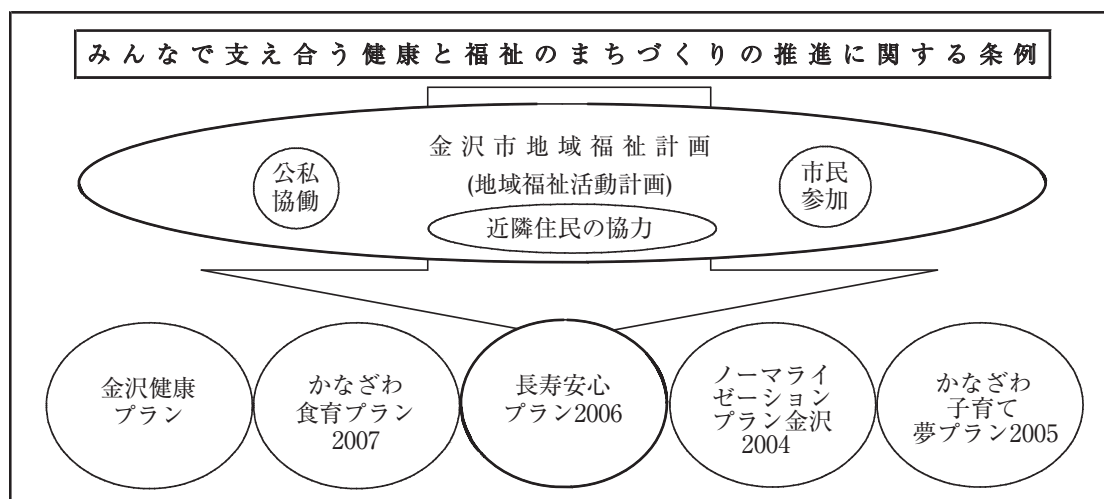
1 福祉奉仕活動支援施策の概要

(1) 各種福祉計画における福祉奉仕活動支援の方向

福祉奉仕活動支援の方向は条例・計画に盛り込まれており、その状況は次のとおりとなっている。

ア 条例と各種福祉計画の相関図

本市の福祉奉仕活動支援に関わる計画の相関図は次図のとおりである。



イ 条例・各種福祉計画における福祉奉仕活動支援の方向

(ア) 支援の方向

a みんなが支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例（平成13年制定）

条例では、①公私協働 ②近隣住民の協力 ③市民参加の3つの基本理念のもと福祉奉仕活動支援について、次のとおり規定されている。

○基本理念（第2条）

①公私協働

健康と福祉のまちづくりは、市、市民及び事業者が、地域社会を構成する一員として、それぞれの責務に基づいて、長年にわたり互いに力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壌を守り育てることを基本として行われなければならない。

②近隣住民の協力

健康と福祉のまちづくりは、市民及び事業者が、近隣の人々と心を通わせながら、互いに支え合い、協力し、及び連携することによって推進されなければならない。

③市民参加

健康と福祉のまちづくりは、広く市民の意見を取り入れながら、市民参加により行われなければならない。

○ボランティア活動の促進等（第10条）

- ・ 市は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、健康と福祉に関するボランティア活動その他の非営利活動（以下「ボランティア活動等」という。）への市民及び事業者の参加を促進するとともに、ボランティア活動等を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- ・ 市は、市民が健康で心豊かな生活を営むことができるよう、生涯を通じての学習及び文化活動の機会を確保するなど、必要な支援に努めるものとする。

○健康と福祉のまちづくりを推進するための市民会議（第17条）

- ・ 市、市民及び事業者は、それぞれの責務に基づいて、自主的かつ自発的健康と福祉のまちづくりに関する活動を推進していくための市民会議（以下「市民会議」という。）を組織するものとする。
- ・ 市民会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 健康と福祉のまちづくりについての普及活動に関する事項
 - (2) 市民及び事業者のボランティア活動等に関する事項
 - (3) 健やかで思いやりのある心の育成に関する事項
 - (4) その他健康と福祉のまちづくりの施策の実施に関する事項

b 各種福祉計画

各種福祉計画では、福祉奉仕活動支援について、次のとおり記述され方向づけがなされている。

計画名	計画期間	計画における福祉奉仕活動支援の方向
金沢市地域福祉計画		○基本理念 I 金沢コミュニティの再生と発展 豊かな人間環境の構築 心のかよう福祉社会の実現 公私協働、社会連帯 II 善隣思想の発展と郷土再確認のための教育の実践 III 新たな福祉文化の形成 IV ノーマライゼーション社会の創造、個人の尊厳と人権の尊重 V 市民参加によるまちづくり
	H15 } H19	<ボランティア活動の促進> ・ 金沢ボランティアセンターは、ボランティア講座、ボランティアリーダー養成研修を充実し、活動している団体・グループ同士の交流・連携・調整を図っていく必要がある。さらに、金沢ボランティア大学校、地域、学校、企業等とネットワーク化を強化し、一層のボランティア活動の促進が求められる ・ 広くボランティア情報の提供を行うとともに研修の充実を図ることにより、ボランティアに関する普及・広報とボランティア活動を行う人材の発掘・養成に努める

<p>〈平成15年策定〉</p>		<p>◎ 地域福祉活動計画（策定年度H15～18年度） 地域福祉計画には、「15年度以降各地区において地域における具体的な活動のあり方を示す地域福祉活動計画が策定されることを目指しています。地域で取り組んでいくべきことは、地域福祉活動計画策定の過程において明らかにされる予定です。」とある。 小学校区を基礎的単位とし、地域の特性に合致した、地域における具体的な活動のあり方を示す計画である。</p>
<p>長寿安心プラン2006 〈平成18年策定〉</p>	<p>H18 } H20</p>	<p><老人保健サービスの充実と健康づくりの推進> ボランティア（運動普及推進員や食生活改善推進員等）の協力による地域の健康まちづくり活動の推進とグループ活動の育成／健康づくり指導者やボランティアの育成を強化 <介護予防の推進> 地域ボランティアなどの協力による継続的な介護予防事業の推進 <地域の見守りと支援体制の充実> まちぐるみ福祉活動への助言・指導体制の確立 まちぐるみ福祉活動推進員の研修の充実 <地域で認知症の高齢者を支援する活動の推進> 介護家族の活動を支援／高齢者地域見守りネットワークの強化および認知症に対する理解を深めるための活動の推進 <高齢者の就労、学習、スポーツ・文化活動などの社会参加の推進> ボランティア活動の推進 高齢になり身体機能が低下しても、社会に対する役割をもつことは生きがいを生み出すことに通じる。高齢者は支援されるだけでなく、ボランティア活動の重要な担い手であり、今後も活動情報の提供や活動場所の拡大など、一層の支援に努める</p>
<p>ノーマライゼーション プラン金沢2004 〈平成16年策定〉</p>	<p>H16 } H20</p>	<p><ボランティア活動の推進> 市民のボランティア活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、ごく自然に助け合う社会の形成を目指す ◎ ボランティア活動への参加 障害のある人がボランティア活動への参加を通して社会参加・交流が図れる環境を整備する ・ 「つきあう」「出かける」などの10の施策の体系の中で、社会生活を営むうえで必要なコミュニケーションへの支援、社会参加への支援策の充実について、手話通訳者養成、要約筆記者養成、ガイドヘルパー養成及びメルシーキャブサービス事業などの実施を予定</p>
<p>かなざわ子育て夢プラン2005 〈平成17年策定〉</p>	<p>H17 } H21</p>	<p>○ 地域のきずな（金沢コミュニティ）と豊かな子育て資源を活かして社会全体で子育てを支援する ○ 古くから培われてきた地域コミュニティを活かし、善隣館や民生委員・児童委員の地域活動、NPOや育児サークルによる子育て支援活動が活発であり、保育所や児童館等の施設も充実している。これらの豊かな子育て資源を有効に活用し、金沢コミュニティを活かして、地域、企業、行政など社会全体で子育てを支援していく ファミリーサポートセンター……会員同士の育児相互援助活動の支援と子育てに関する講習や交流会等事業を実施する 児童館・放課後児童クラブ……児童館・放課後児童クラブの活動を大学生のふれあい交流 ボランティア等に体験してもらい、異年齢交流と子育てボランティアの育成を目指す</p>
		<p>○ 計画の基本的な考え方 個人の取り組みを支える地域活動 身近な地域の仲間や組織が一緒になって健康づくりに取り組み、互いに支え合っていくことは、身体的な健康づくりばかりでなく、地域への愛着や連帯感、生きがいなどこころの健康づくりにもつながる。金沢健康プランでは、個人の取り組みを支える地域活動の充実強化をめざす</p>

<p>金 沢 健 康 プ ラ ン (平成15年策定)</p>	<p>H15 } H24</p>	<p>○ 健康づくりの取り組み <食生活> 充実・改善したい事業 ●食生活改善推進員に関する事業 ・食生活改善推進員の増員と食生活改善の普及 ・食生活改善推進員によるヘルスサポーターの養成 <歯の健康> 新たに実施したい事業 ●歯の健康支援に関する事業 ・食生活改善推進員を中心とした8020運動推進員の養成 <主観的健康感> 地域活動、ボランティア活動などについて情報提供をし、希望者が参加しやすいような環境づくりに努める 充実・改善したい事業 ●いきがい、交流の場の提供に関する事業 ・金沢ボランティア大学のボランティア養成講座</p>
<p>かなざわ食育プラン2007 (平成19年策定)</p>	<p>H19 } H22</p>	<p>○ 地域における食生活改善に向けた取組の一つとして「食生活改善を推進するための人材の養成」を掲げ、地域における健康づくりや食文化の継承活動に大きな役割を担う食生活改善推進員等地域ボランティアの養成と能力の向上に努めるとともに活動を支援する ○ また、ボランティアやNPO等とのネットワークづくりの促進として食育のホームページを開設し、各団体の活動についての情報交換や情報収集・提供に努める</p>

(イ) 支援の類型

各計画に記述された福祉奉仕活動支援に関する事項を、その支援内容から分類し整理すると次のようになる。

支援の分類	福祉奉仕活動支援として目指す方向	計画名
活動基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢ボランティアセンターは、ボランティア講座、ボランティアリーダー養成研修を充実し、活動している団体・グループ同士の交流・連携・調整を図っていく必要がある 	地域福祉計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の拡大に努める ・まちぐるみ福祉活動への助言・指導体制の確立 	長寿安心プラン2006
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人がボランティア活動への参加を通して社会参加、交流が図れる環境を整備する 	ノーマライゼーションプラン金沢2004
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動、ボランティア活動などについて情報提供をし、希望者が参加しやすいような環境づくりに努める 	金沢健康プラン
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する普及・広報に努める 	地域福祉計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動情報の提供に努める ・認知症に対する理解を深めるための活動（認知症高齢者地域支え合い事業）を推進する 	長寿安心プラン2006
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動、ボランティア活動などについて情報提供する 	金沢健康プラン
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢ボランティアセンターは、ボランティア講座、ボランティアリーダー養成研修を充実する ・研修の充実を図り、人材の発掘・養成に努める ・ボランティアコーディネーターの育成を検討する 	地域福祉計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア（運動普及推進員や食生活改善推進員等）の協力による健康まちづくり活動を推進する ・地域ボランティアなどの協力による継続的な介護予防事業を推進する 	長寿安心プラン2006
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生のボランティア等、子育てボランティアを育成する 	かなざわ子育て夢プラン2005
	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員によるヘルスサポーターを養成する ・食生活改善推進員を中心とした8020運動推進員を養成する 	金沢健康プラン

	・食生活改善推進員等地域ボランティアを育成する	かなざわ食育プラン2007
交流・連携	・金沢ボランティアセンターは、活動している団体・グループ同士の交流を図っていく必要がある ・金沢ボランティアセンターは、金沢ボランティア大学校、地域、学校、企業等とネットワーク化を強化する	地域福祉計画
	・高齢者地域見守りネットワークを強化する	長寿安心プラン2006
	・地域での交流を促進する ・コミュニケーション支援事業を行う	ノーマライゼーションプラン金沢2004
	・ファミリーサポートセンター事業…会員同士の育児相互援助活動の支援と子育てに関する講習や交流会等を実施する	かなざわ子育て夢プラン2005

ウ まとめ

条例は、健康と福祉のまちづくりは、①公私協働の土壌を守り育てることを基本とし、②近隣の人々と心を通わせながら、互いに支え合い、協力・連携し、③広く市民の意見を取り入れながら、市民参加により行われなければならないとの理念のもとに、健やかで思いやりのある心があふれる地域社会の実現をめざしている。条例を具現化するための地域福祉計画でも、金沢コミュニティの再生や新たな福祉文化の形成などを理念として掲げている。

こうした理念のもと、福祉奉仕活動支援について、条例では市の責務として必要な施策を講ずるものとされ、各種福祉計画ではそれぞれ個別に方向づけがなされている。

惜しむらくは、個々の事業を有機的に結合させ推進する福祉奉仕活動支援施策としての基本戦略や計画は策定されていない。

(2) 福祉奉仕活動支援施策の実施状況

福祉奉仕活動支援について、施策としては戦略的に体系化し有機的な結合が図られてはいないものの、主な支援事業として以下の15事業が実施されている。

ア 各事業の実施状況（事業費は19年度当初予算額を記載している。）

① 金沢ボランティアセンター運営事業（開始：昭和62年度、事業費：2,130千円）

【内 容】

市民によるボランティア活動の促進を図るため、ボランティアセンターを設け運営する。

（福祉の分野だけでなく全てのボランティア活動が対象とされる）

【実施状況】

市社会福祉協議会に委託し、市社会福祉協議会の職員4名でボランティアセンターの運営を行っている。

・市社会福祉協議会内に設置されたボランティアセンターでボランティアに関する相談や各種研修会の開催、広報誌発行やホームページで情報提供を行っている。

・地域ボランティアグループで組織された金沢市福祉ボランティア連絡協議会活動を通し、ボランティア活動の活性化を図っている。

・傷害保険加入の助成を行うことによりボランティア登録とボランティア保険の加入促進を図っている。

<平成18年度実績>

○保険加入助成 8,522人

○ボランティア養成研修 7回（延べ142人参加）

○ボランティアに関する相談件数 495件

内 訳

方 法：面談179件、電話313件、電子メール3件

相 談 者：個人162件、グループ・NPO125件、福祉施設・医療機関110件、行政・関係機関14件、企業・労働組合12件、教育機関5件、マスコミ4件、その他63件

相談内容：ボランティア活動をしたい196件、ボランティアを必要とする96件
グループ運営5件、助成等制度の照会63件、ボランティア保険60件、その他75件

○情報誌「金沢市社協情報」年3回、延べ61,000部発行

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトプット（活動）指標（登録ボランティア数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	13,000	13,000	13,000	20,000
実績値	14,596	15,986		(H27年度)

○アウトプット（活動）指標（ボランティア保険加入者数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	11,800	11,800	11,800	なし
実績値	11,077	11,455		

*実績値は重複登録者を含んだ数値である。

【問題点】

金沢ボランティアセンターは、地域福祉計画では、人材養成やリーダー養成機能を充実するとともに、団体・グループの交流・連携・需給調整など多様な役割を担うことを期待されている。

しかし、センターとしての人的体制、施設環境が整っていないこともあって、各種ボランティア活動の把握や、金沢ボランティア大学校などとのネットワークが十分とはいえず、ボランティア団体・グループ同士の交流・連携・需給調整など多様なセンター機能を発揮するまでには至っていない。

② ファミリーサポートセンター事業（開始：平成16年度、事業費：5,927千円）

【内 容】

ゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を支援するため、センターを設け運営する。

【実施状況】

子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その支援を有償で受けたい人（依頼会員）がそれぞれ会員登録し、金沢市教育プラザ富樫内のセンターに設置されたアドバイザーの仲介・調整により会員間での支援活動を実施している。

<平成18年度実績>

○活動事例

- ・保育所などの送迎とその前後の一時預かり
- ・保護者の病気や買い物等における一時預かりなど

○活動件数 5,558件

○ボランティア利用料金 700円/時間

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトカム（成果）指標（相互援助活動件数：件）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	2,000	4,500	6,000	なし
実績値	3,921	5,558		

○アウトプット（活動）指標（会員登録数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	1,000	1,700	2,700	なし
実績値	1,797	2,274		

③ 地域福祉活動推進事業（事業費：17,850千円）

【内 容】

地域福祉活動の基盤の強化と活性化を図るため、地区社会福祉協議会の活動を支援する。

【実施状況】

地域福祉活動推進事業交付金交付要綱に基づき地区社会福祉協議会が行っている以下の事業に対し、活動費として交付金を交付している。

・福祉コミュニティ普及事業

(市内全54地区各地区に対し300千円を交付)

※地域福祉計画策定に併せて設けられた事業

H15～18年度に地区社会福祉協議会が定めた地域福祉活動計画に基づく新規・重点事業を実施し市民の福祉増進を図っている。

・地区社会福祉協議会備品整備事業

(購入価格の1/2(150千円限度)を交付)

先に記載の要綱に加え地区社会福祉協議会備品整備事業交付金交付要領に基づき、地区社会福祉協議会が必要とするパソコン等の備品を整備することにより、地域福祉活動の基盤強化を図っている。

・地域福祉活動相互啓発活性化事業

(地区社会協議会会長会議や研修会などの経費を交付(450千円))

市社会福祉協議会と54地区社会福祉協議会が連携し、各地区の活動強化を図っている。

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトプット(活動)指標 (活動推進事業実施地区数:地区)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	54	54	54	なし
実績値	54	54		

○アウトプット(活動)指標 (備品整備事業実施地区数:地区)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	8	8	8	なし
実績値	8	8		

【問題点】

各地域における福祉活動を支援するため交付金を交付しているが、活動内容などの詳細な実績を徴していないこともあり、地域福祉活動の実態把握は必ずしも十分とはいえ、事業の成果が不透明なものとなっている。

なお、19年度の事務事業評価(第三者評価)では「これまで交付対象とされた福祉活動は、地域に定着してきており、今後は地域の実情に応じた活動が、より効果的に実施されるよう事業内容を見直す必要がある。」とされている。

④ 地区社会福祉協議会事務事業委託(事業費:87,800千円)

【内 容】

地域福祉活動を一層活発にし、地域住民の福祉を推進するため、市社会福祉協議会を經由して、地区社会福祉協議会の活動を支援する。

【実施状況】

市社会福祉協議会へ委託金を交付し、地域福祉活動の企画・推進、ボランティア活動の育成・推進、地域の要援護者の福祉に関する事項、民生委員児童委員の現任訓練等、地区社会福祉協議会の活動を支援している。なお、交付金の算定基準は次の事務管理費、事業費による。

・交付金の内訳

(事務管理費)

3千世帯以上	1地区当たり	年額	1,123千円
3千世帯未満	1地区当たり	年額	824千円

(事業費)

民生委員割	民生委員1人当たり	年額	22,000円
高齢者割	70歳以上1人当たり	年額	200円

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトプット(活動)指標 (事務管理延べ日数:日)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	8,712	8,616	8,616	なし
実績値	8,712	8,616		

○アウトプット(活動)指標 (地区平均の事業費:円)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	617,231	622,494	630,298	なし
実績値	617,231	622,494		

【問題点】

各地域における福祉活動を支援するため委託金を交付しているが、活動内容などの実績を徴していないこともあり、地域福祉活動の実態把握は必ずしも十分とはいえ、事業の成果が不透明なものとなっている。

- ⑤ まちぐるみ福祉活動推進事業(開始:昭和62年度、事業費:31,850千円)

【内容】

地域の高齢者が安心して生活できる地域社会の実現を図るため、市社会福祉協議会を経由して、地区社会福祉協議会の活動を支援する。

【実施状況】

市社会福祉協議会に委託金を交付し、民生委員児童委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進員により地域の一人暮らし高齢者世帯やひとり親世帯等への声かけ運動、見守り活動を実施している。

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトプット(活動)指標 (まちぐるみ福祉活動推進チーム数:チーム)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	882	882	882	なし
実績値	882	882		

【問題点】

委託金を交付することでまちぐるみ福祉活動推進チームの育成に努めているものの、詳細な活動実績を徴していないこともあって、見守り活動対象世帯の実状や動向、チームの活動状況など地域実態や事業成果の把握が必ずしも十分とはいえない。

- ⑥ 福祉活動専門員設置費補助(開始:平成4年度、事業費:2,537千円)

【内容】

地域福祉活動の活性化を図るため、市社会福祉協議会における福祉活動専門員の設置費を支援する。

【実施状況】

市社会福祉協議会に福祉活動専門員を設置し、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ等の社会福祉活動の担い手に対する助言・指導、情報提供を行っている。

<平成18年度実績> 福祉活動専門員1人設置

＜事務事業評価の目標値と達成状況＞

○アウトプット（活動）指標（専門員人件費に対する市の補助率：％）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	32	30	30	なし
実績値	26	26		

*平成10年度までは国庫補助事業（国、県、市各1/3補助）

【問題点】

福祉活動専門員が、本事業で実施した地区等への巡回・相談件数、助言・指導内容についての活動報告書を徴しておらず、実態把握は必ずしも十分とはいえない。

- ⑦ メルシーキャブサービス事業（開始：平成9年度、事業費：12,300千円）

【内 容】

市民参加による福祉のまちづくりを推進するため、車いすを利用している市民の外出及び社会参加を支援する。

【実施状況】

市社会福祉協議会に委託し、常時車いすを利用しバスやタクシーの利用が困難な方のために、ボランティアが外出時の車両の運転及びサービスの提供を実施している。

＜平成18年度実績＞

○利用会員数 149人 総運行距離 16,310km 運行車両 3台

○利用料金

・年会費 1,500円

・利用料 30分ごと300円＋1kmごと20円

○利用回数の制限

・平日は1ヶ月5回まで（休日は平日の利用回数に関係なく利用可能）

＜事務事業評価の目標値と達成状況＞

○アウトカム（成果）指標（年間延べ運行：回）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	3,000	3,000	3,000	なし
実績値	2,573	2,781		

○アウトプット（活動）指標（運転ボランティアの登録人数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	150	150	150	なし
実績値	158	168		

【問題点】

みんなで支え合う共助活動を促すモデル事業として始められ、ボランティア参加数や活動実績が着実に伸びているところであるが、18年度の事務事業評価（第三者評価）では「利用者負担の見直しを研究し、将来的には民間での代替事業が確保された時点で民間移管についても検討すべきである。」とされている。

- ⑧ 認知症サポーター養成事業（開始：平成19年度、事業費：1,000千円）

【内 容】

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症高齢者を理解し見守りを行う認知症サポーターを養成する。

【実施状況】

市民及び小売店等従業員を対象に、キャラバンメイト（県で養成した講師）による認知症に対する知識と具体的な対応方法を学ぶ講習会を開催し、認知症サポーター（ボランティア）を養成している。また、講習を受講した小売店を「認知症サポーター認定所」として認定している。

認知症サポーターは、街中での認知症高齢者の見守りや手助けを行う活動を行っている。

<実施計画と実績>

○19～23年度まで毎年1,000人（延べ5,000人）のサポーターを養成

○19年度実績（19年12月現在）

・講習会12回実施、サポーター541人養成、認定所12ヶ所

- ⑨ 社会参加促進事業（手話通訳者養成、要約筆記者養成）（開始：昭和52年度、事業費：2,210千円）

【内 容】

聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保や社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を養成する。

【実施状況】

障害者団体に講座の開催を委託し、手話通訳者、要約筆記者の養成を行っている。

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトカム（成果）指標（講習回数：回）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	67	67	67	なし
実績値	67	67		

○アウトプット（活動）指標（講座修了者数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	55	55	55	なし
実績値	77	97		

- ⑩ 運動普及推進員育成事業（開始：平成2年度、事業費：100千円）

【内 容】

地域主体の健康づくりを推進するため、地域での運動の指導・普及を行う運動普及推進員を養成し育成する。

【実施状況】

健康を守る市民の会に委託し、市民を対象に講座を開催している。

講座では、いきいき健康まちづくり事業など地域が主体となり実施する健康教室などで、活動のリーダーとなる運動普及推進員を養成するとともに育成している。

<平成19年度実績>

○現推進員に対する育成講座を13回実施、講座参加者59人

○運動普及推進員の登録が約300人となったため養成事業は休止

<事務事業評価の目標値と達成状況>

健康づくり介護予防事業など、他の事業と併せて事業の参加人数を評価対象としており、この事業単独での指標や実績についての数値目標は設定されていない。

- ⑪ 介護予防サポーター養成事業（開始：平成19年度、事業費：300千円）

【内 容】

地域主体の介護予防を推進するため、地域において介護予防の普及啓発を進める介護予防サポーターを養成する。

【実施状況】

健康を守る市民の会に委託し、市民を対象に介護予防サポーター（ボランティア）を養成する講座を開催している。介護予防サポーターは、地域の関係機関と連携しながら、介護予防の知識の普及などに努めている。

<平成19年度実績>

○養成講座10回実施、養成人数51人

⑫ 食生活改善推進員育成事業（開始：平成6年度、事業費：185千円）

【内 容】

地域において、生活習慣病予防の基本である食生活の改善を推進するため、食育推進活動の担い手である食生活改善推進員を育成する。

【実施状況】

公募した市民を対象に講義、調理実習等の講座を開催し、食生活改善推進員（ボランティア）を育成している。食生活改善推進員は、地域で実施する料理教室などを通し、食に関する正しい知識の普及などに努めている。

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトカム（成果）指標（食生活改善推進員地区活動参加者数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	-	-	-	なし
実績値	12,042	15,997		

○アウトプット（活動）指標（食生活改善推進員数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	-	-	250	300
実績値	241	247		(H22年度)

⑬ 精神保健ボランティア講座開催事業（開始：平成8年度、事業費：206千円（他事業含む））

【内 容】

精神障害者の自立と社会参加促進のため、精神障害者を支援する地域の一員として活動できるよう精神保健に関する知識の向上と啓発に向けて精神保健ボランティア講座を開催する。

【実施状況】

講座、施設見学、実習等をプログラムとした講座を開催し精神保健ボランティアを養成している。

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトカム（成果）指標（精神保健福祉相談、社会復帰支援事業、こころの健康づくり事業等での相談日開設数及び講座の実施回数：回）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	77	94	82	なし
実績値	78	100		

○アウトプット（活動）指標（精神保健福祉相談、社会復帰支援事業、こころの健康づくり事業等での相談利用人数及び講座参加人数：人）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	1,182	1,679	1,100	なし
実績値	1,375	1,946		

<平成18年度実績>

○精神保健ボランティア講座開催数5回、参加者数87人

講座修了生が任意で参加するボランティア団体（NPO法人）が、現在、小規模作業所の運営や障害について講演会を行うなどの活動を行っている。

⑭ 金沢市福祉奉仕活動育成事業（開始：昭和58年度、事業費：5,000千円）

【内 容】

ボランティアグループに対して活動費用の一部を助成することで、市民のボランティア活動の振興・育成を図る。

【実施状況】

ボランティアグループの活動費用（通信費、郵送料などの事務費や器材等購入費など）を対象とし

て、市社会福祉協議会に交付し、金沢市福祉奉仕活動育成事業実施要綱、福祉活動育成事業助成方針に基づき、その一部を助成している。

・助成金交付の流れ

助成金交付申請 → 審査会 → 交付決定

・助成内訳

1 グループ当たり助成限度額

助成1～5年目 70,000円 助成対象経費の1/2

助成6年目以降 50,000円 助成対象経費の1/3

(経費節減の折から、助成限度額を引き下げている。)

<平成19年度実績>

○103団体から申請があり、99団体に対し4,780千円を助成

○助成1年目13団体、2～5年目31団体、6年目以降55団体

(申請のあった団体のうち、要件を満たす団体はすべて助成)

なお、19年度の助成を受けた団体の状況は次のとおりである。

団体の活動対象						
区 分	高齢者など *1	障害者	児 童	施設利用者 *2	その他	
団体数	47	19	4	21	8	
団体の構成人数						
区 分	20人未満	20～39人	40～59人	60人以上		
団体数	32	30	16	21		
団体の活動内容						
区 分	地域活動	慰問活動 *3	技能を生かした活動	施設関連活動 *4	その他	
団体数	43	17	15	17	7	
団体の年間活動費						
区 分	10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30～40万円未満	40～50万円未満	50万円以上
団体数	8	43	22	10	5	11
(注) *1 高齢者を活動対象とし、高齢者と併せて障害者、児童なども対象としている場合は高齢者などでカウントした。						
*2 障害者施設や老人福祉施設の利用者						
*3 歌、踊り、マジックショーなど						
*4 施設や病院のバザーや募金活動、施設利用者の介助など						

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトプット(活動)指標 (助成団体数:グループ)

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	99	95	98	なし
実績値	97	98		

【問題点】

ボランティア活動の活性化・組織化等を促すため、申請に基づきボランティア団体へ助成金を交付し

ているが、助成金を受ける団体数は新設・解散などで増減があり横ばいで推移している。

なお、ボランティア団体の解散原因や交付金を申請しない理由についての調査は行われていない。

⑮ ホームフレンド派遣事業（開始：平成9年度、事業費：800千円）

【内 容】

両親の離婚等による葛藤や地域での孤立を緩和し、児童の心の支えとなるため、金沢市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱に基づき大学生等のホームフレンドを家庭に派遣する。

【実施状況】

金沢市母子寡婦福祉連合会に委託し、派遣依頼のあった家庭に、児童が気軽に相談できるホームフレンド（主に大学生）を月5回程度家庭に派遣し、児童の話し相手・相談相手・遊び相手・簡単な学習指導・家事指導を無料で行っている。

<平成19年度実績（見込）>

○訪問延件数156件、フレンド登録数13人、登録家庭数11件

<事務事業評価の目標値と達成状況>

○アウトカム（成果）指標（訪問延件数：件）

	H17	H18	H19	長期目標値
目標値	210	205	200	なし
実績値	212	71		

【問 題 点】

大学生等のフレンド登録数が少ないこともあって、各年度の訪問延件数にばらつきがあり、安定性を欠いている。

<参考>

金沢ボランティア大学校事業（開始：平成6年度、事業費：28,767千円（管理費含む））

【内 容】

市民のボランティア活動を促進するため、ボランティアに関する基本や幅広い視野を身につけ、自立し、継続して活躍できる人材を養成する。

【実施状況】

金沢ボランティア大学校に補助を行い、19年度は、①福祉②福祉実技③コミュニティ④国際⑤国際交流⑥観光⑦環境⑧文化⑨緑化の全9コース、各コース年間20回のカリキュラムで市民を対象に人材養成を行っている。

<実績>

○19年度までの全コース延修了者（見込みを含む） 2,268人

うち福祉及び福祉実技コース 726人

○同大学の卒業生による同窓会グループが18年度実績で26グループ（うち福祉分野6グループ）結成されており、それぞれでボランティア活動が行われている。

イ 事業の種類

各支援事業をその内容により分類し整理すると次のようになる。

事業名	支 援 の 内 容					
	活動基盤の整備	広報啓発・情報提供	人材養成	相談支援	交流・連携	財政的支援
金沢ボランティアセンター運営事業	○	○	○	○	○	○
ファミリーサポートセンター事業	○	○	○		○	○
地域福祉活動推進事業	○					○
地区社会福祉協議会事務事業委託	○		○			○
まちぐるみ福祉活動推進事業						○
福祉活動専門員設置費補助		○		○		
メルシーキャブサービス事業		○				○

認知症サポーター養成事業			○			
社会参加促進事業 (手話通訳者養成、要約筆記者養成)			○			
運動普及推進員育成事業			○			
介護予防サポーター養成事業			○			
食生活改善推進員育成事業			○			
精神保健ボランティア講座開催事業			○			
金沢市福祉奉仕活動育成事業						○
ホームフレンド派遣事業						○
<参考>金沢ボランティア大学校事業			○			

なお、各事業の事業費の推移は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

事業名	決算額				
	H14	H15	H16	H17	H18
金沢ボランティアセンター運営事業	2,350	2,100	2,660	2,270	2,150
ファミリーサポートセンター事業			3,964	4,845	5,870
地域福祉活動推進事業	17,757	17,371	17,624	17,510	17,681
地区社会福祉協議会事務事業委託	85,595	84,300	85,100	86,299	86,000
まちぐるみ福祉活動推進事業	31,998	31,998	31,799	31,940	31,950
福祉活動専門員設置費補助	2,537	2,535	2,537	2,537	2,537
メルシーキャブサービス事業	15,900	14,180	17,141	15,539	14,601
認知症サポーター養成事業 (H19新規)					
社会参加促進事業 (手話通訳者養成、要約筆記者養成)	3,446	3,446	3,380	2,597	2,448
運動普及推進員育成事業	668	330	237	206	401
介護予防サポーター養成事業 (H19新規)					
食生活改善推進員育成事業	667	668	412	182	199
精神保健ボランティア講座開催事業	96	97	97	96	70
金沢市福祉奉仕活動育成事業	7,122	7,122	5,302	5,400	5,100
ホームフレンド派遣事業	647	789	838	856	412
合計額	168,783	164,936	171,091	170,277	169,419
<参考> 金沢ボランティア大学校事業	24,124	30,746	31,450	25,800	27,923

実施されている事業のうち主なもののほとんどは、条例の制定や地域福祉計画の策定以前から継続して実施されているものである。

過去5年間の事業費の推移をみると、16年度から事業を開始したファミリーサポートセンター事業で増加するも、メルシーキャブサービス事業や金沢市福祉奉仕活動育成事業で減少しており、総額はほぼ横ばいで推移している。

ウ まとめ

福祉奉仕活動支援のプラットホームとなるボランティアセンターについては、市が市社会福祉協議会に委託し運営がなされているが、職員の配置やスペース等の制約もあり、ボランティア団体の登録や傷害保険加入の事務が中心であり、ボランティアグループの自発的な活動を支援するための相談体制やボランティアの実態把握、グループ同士の交流や連携を進める場の提供などについては万全とはいえ、地域福祉計画に記載されている役割を十分に果たしているとはいえない状況である。

地域における持続的なボランティア活動を推進する事業は、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の自主性・自発性に任されており、本市として積極的には関わっておらず、実態把握も行っていない。

また、福祉奉仕活動の助長・育成は、活動団体・グループへの財政的支援が主流となっており、アフターフォローが十分でないこともあって、活動団体数の増加や活動の活性化に結びついていないのか判然としない

面がある。一方、事務事業評価を行っているが、その評価指標が必ずしも実態や事業の成果を推測する尺度となっておらず、福祉奉仕活動等の実態把握と施策効果の検証が十分行われていない。

さらに、福祉奉仕活動を支援する施策のあり方の面から各事業を眺めると、人材養成と財政的支援に集中しているが、戦略的や有機的結合が十分とはいえない状況がある。

2 金沢市福祉活動育成基金の概要

(1) 基金の設置と目的

本基金は、「高齢者及び障害者のための福祉活動並びに地域の福祉活動を助長し、及び育成するほか、社会福祉事業資金に運用すること」を目的として、平成3年4月1日に設置されたものであり（※1）、基金の性格としては、積立基金と運用基金の二面性を有するものである（※2）。

※1 従来の福祉ボランティア活動、障害者福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図るため、3年度に福祉関係基金（福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金）が統合された。

※2 基金はその性格上、特定の目的の財源（元本及び果実）とするため積み立てる積立基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する運用基金に区分される。

(2) 基金の活用状況

ア 基金の積立て・取崩し及び運用

積立て・取崩し及び運用についての方針や年次計画等は今のところ特に定められておらず、毎年の予算編成の中で積立てや運用の計画が決定されている。

なお、基金の積立て・取崩し及び運用の近年の推移は、次表のとおりとなっている。

（金額単位：千円）

区 分		H14	H15	H16	H17	H18
前年度末現在高	①	2,075,963	2,087,352	2,097,077	2,110,978	2,117,211
内 訳	現 金	1,790,124	1,771,239	1,689,300	1,578,967	1,405,076
	(貸付団体数)	(9)	(12)	(22)	(20)	(22)
	貸 付 金	285,839	316,113	407,777	532,011	712,135
年度中積立金 (篤志家による寄付金)	④	11,389	9,725	13,901	6,233	8,572
年度中 運用状況 (貸付金 の貸付及 び返還)	(貸付団体数)	(9)	(10)	(8)	(41)	(40)
	貸付金貸付額	102,600	139,450	176,200	391,016	384,341
	(返還団体数)	(16)	(18)	(22)	(58)	(59)
	貸付金返還額	72,326	47,786	51,966	210,892	261,814
年度末現在高	①+④	2,087,352	2,097,077	2,110,978	2,117,211	2,125,783
内 訳	現 金 ②+④-⑤+⑥	1,771,239	1,689,300	1,578,967	1,405,076	1,291,121
	(貸付団体数) 貸付金③+⑤-⑥	316,113	407,777	532,011	712,135	834,662
運 用 利 子	⑦	231	291	303	456	4,081
⑦を充当した 福祉奉仕活動 育成事業の実績	助 成 額	6,995	6,998	5,192	5,235	4,867
	助成団体数	100	97	99	95	98

※年度末の貸付団体数は、年度末に貸付残高のある団体数である。

(ア) 基金の積立て

積立ては、篤志家からの寄付金を積み立てており、積立金額は年度間でばらつきがある状況となっている（表④欄）。

(イ) 基金の取崩し活用

設置目的からして、高齢者及び障害者のための福祉活動並びに地域の福祉活動の助長・育成のための基金の取崩しは可能であるが、今のところ取崩しは行っていない。

(ウ) 基金果実（運用利子）の活用

- a 果実の状況を見ると、17年度までは低金利により低迷していたが、18年度は金利引上げにより増加している（表⑦欄）。
- b 基金の果実は、金沢市福祉奉仕活動育成事業の財源に充てられており、18年度における状況は次表のとおりとなっている。

(金額単位：千円)

18年度末運用利子	4,081	→ 金沢市福祉奉仕活動育成事業財源に充当		
		↓ (金額単位：千円)		
金沢市福祉奉仕活動 育成事業	決算額		財 源 内 訳	
			基金利子	一般財源
	5,100		4,081	1,019
助成額	4,867			
事務費	233			

(エ) 基金の運用

- a 社会福祉事業つなぎ資金及び社会福祉施設整備等資金としてそれぞれ貸付規則を定め、社会福祉法人等に無利子で貸付けを行っている。
- b 17年度から貸付けの件数及び金額とも激増しているが、これは、つなぎ資金のうち、期末勤勉手当の貸付けに充てていた市営競馬事業益金積立基金の基金残高が状況悪化により減少したため当基金を活用することとなったためである（表⑤欄）。
- c 社会福祉事業つなぎ資金及び社会福祉施設整備等資金とも、申請があった団体については、貸付規則により審査を行い、結果として全ての団体に貸し付けられている（表⑤欄）。
- d 年度末の貸付残高については、つなぎ資金は原則として年度内全額返還のため含まれないが、10年～20年で返還する施設整備貸付金は貸付累計が増加したことにより増加傾向にあり、これに伴い現金残高が減少しており、18年度末の現金残高については1,291,121千円となっている。なお、返還について滞納は発生していない。
- e 18年度の貸付金等の状況は次表のとおりとなっている。

<貸付金の状況>

(単位 金額：千円、団体数：団体)

区 分	社会福祉事業つなぎ資金		社会福祉施設整備等資金		計	
	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額
前年度末貸付現在高	1	40,000	21	672,135	22	712,135
年度中貸付状況	37	171,841	3	212,500	40	384,341
年度中返還状況	38	211,841	21	49,973	59	261,814
年度末貸付現在高	0	0	23	834,662	23	834,662

※年度末の貸付団体数は、年度末に貸付残高のある団体数である。

イ まとめ

基金設置の主たる目的である「高齢者及び障害者のための福祉活動並びに地域の福祉活動の助長や育成」のための活用については、僅かな果実をボランティア団体等への活動助成を行う金沢市福祉奉仕活動育成事業の財源に充当しているのみであり、元本の取崩し活用は行われていない。

一方、「社会福祉事業資金への運用」のための活用については、社会福祉事業つなぎ資金及び社会福祉施設整備等資金として無利子で貸付けが行われているが、償還期間の長い施設等整備資金の貸付残高が年々増加している。

3 監査結果に添える意見

少子高齢化時代を迎え、近い将来いわゆる「団塊の世代」が後期高齢期にさしかかる時代の到来を想うと、介護や子育てにとどまらず生活全般にわたり、市、事業者、市民の連携による支援体制が整った福祉社会の実現が強く求められる。

こうした福祉社会の実現には、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」の名称にみ

られるように「みんなで支え合う」福祉文化の普及と市民の福祉奉仕活動の持続的な展開が不可欠であり、団塊世代の大量定年退職期にある今が、「みんなで支え合う」地域福祉社会を構築する好機であり、この機を逃してはならないと思慮する。そして、地方分権時代における行政のあり方としては、福祉奉仕活動が市民の自主的・自発的なものであるとして単に気運の盛上がりを待つ姿勢ではなく、住民自治の拡大と公私協働の推進をめざし、自ら責務として市民の福祉への関心を高め、福祉奉仕活動への参加を促し、福祉奉仕活動サポート・ネットワーク体制を整えるなど福祉奉仕活動支援施策の積極的な展開が求められるところである。

そうした観点から、福祉奉仕活動支援施策の執行と金沢市福祉活動育成基金の活用に関し、次の項目について改善することが望まれる。

- (1) 現在のところ、本市が福祉奉仕活動の実態を十分把握しているとはいえず、福祉奉仕活動支援に関する事務事業の検証・評価も不十分なものとなっているので、まず、金沢市地域福祉計画に記載されているボランティア実態調査を実施しその活動状況を把握するとともに、福祉奉仕活動支援に関する事務事業及びその施策のあり方について改めて評価・検証を行う必要がある。

また、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」に規定しながら未設置となっている市民会議を早急に設置し、福祉奉仕活動の実態や課題、福祉奉仕活動支援のあり方、事務事業の改善方向などを協議する必要がある。

この評価、検討を踏まえて、福祉奉仕活動が普及し積極的に展開されるよう、行政が支援し取り組むべき具体的かつ戦略的な計画を策定し実行することが望まれるところである。

そして、評価、改善、計画、実行というPDCAマネジメントサイクルを適切かつ継続的に実践していくことが肝要である。

- (2) また、事務事業の改善に際しては、以下のことに特に留意することが望まれる。

ア 金沢ボランティアセンターについて

現在、金沢ボランティアセンターの運営を金沢市社会福祉協議会に委ねているが、果たすべき役割としては福祉ボランティアばかりでなく、観光、環境、まちづくりなど、あらゆるボランティアに関するセンター機能を発揮することとされている。しかし、センターとして果たすべき機能が、ボランティアの登録や保険加入の事務のみならず、市民啓発、人材養成・リーダー養成、活動機会の斡旋、相談・援助、団体・グループの交流・連携・調整など多様で各分野ごとに専門性が求められるものであることを考えると、現在の人的体制、施設環境などからして限界があり十分機能しているとはいえない状況にある。

さらに、ボランティアセンターの機能として、ボランティア活動の担い手であるボランティアの養成、研修の機能が重要であることを思うと、目下、金沢ボランティア大学校が主要な役割を果たしていることから、ボランティアセンターとボランティア大学校との連携を密接にする必要があるが、今のところ十分とはいえない状況である。

このような広範なボランティアセンターの役割と現下の体制・環境を考えると、金沢市社会福祉協議会が福祉関係のボランティアを専門とするサテライトボランティアセンターの役割を担うことは適当と思われるが、あらゆるボランティアに関する総合センターの役割を担うことが適当であるのか検討する必要がある。

仮に、金沢市社会福祉協議会が福祉関係のボランティアを専門とするサテライトボランティアセンターの役割を果たすとしても、ボランティアコーディネーターなど専任職員体制を強化・充実する必要がある。

イ 福祉奉仕活動の普及・活性化に向けた支援の創意工夫について

福祉奉仕活動の助長・育成の方法として、現在は活動団体・グループへの財政的支援が主流となっているが、それら団体・グループの中には活動の担い手やリーダーの確保・養成に苦慮しているとの声も聞かれるところである。

福祉奉仕活動は「みんなで支え合う」という条例名称の表現にあるように、活動の「担い手」と「受け手」が相互に入れ替わる双方向の営みであるところにその特徴があることから、双方向の営みが持続的に行われるよう、例えば、奉仕活動のポイント制度を設け、活動実績にポイントを付与し、後日そのポイントが還元される仕組みを構築するなど、福祉奉仕活動の普及・活性化に向けて単なる財政援助ばかりでなく創意工夫を凝らすことが望まれる。

ウ 金沢市福祉活動育成基金の活用について

金沢市福祉活動育成基金は、福祉活動を助長・育成するために充てることを主な目的とする積立基金であるが、今のところ、その目的のための活用は基金の果実(利子収入)に限っており、必ずしも効果的に活用

されているとはいえない状況にある。

今日を、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくり」を推進する絶好の機会ととらえ、福祉奉仕活動の普及・活性化に向けた支援施策を集中的かつ積極的に展開しようとするならば、財政事情が極めて厳しい折でもあり、金沢市福祉活動育成基金を取崩しを含め効果的に活用することを検討する必要がある。

なお、副次的な目的として、基金を社会福祉事業資金に無利子運用しているが、社会福祉サービスの利用契約化と市場化の流れが加速しているところでもあり、国・県等の制度融資の状況を参考としながら、基金の貸付運用のあり方も検討することが望まれる。

平成20年(2008年)3月3日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月3日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)